

振動規制法の特定施設

(法第2条、施行令第1条、別表第1)

1	金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ せん断機（原動機の定格出力が1kw以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が37.5kw以上のものに限る。）
2	圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。） ※冷凍機の圧縮機は除く。エアコン室外機の圧縮機は冷凍機に分類されるため届出対象外。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシーン（原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る。）
6	木材加工機械 イ ドラムバッカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。）
7	印刷機（原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成型機
10	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）